

# コンプライアンス

## コンプライアンス順守

### 企業行動規範と行動ガイドライン

当社は、コンプライアンスを実践するための順守基準として、「企業行動規範」と「行動ガイドライン」を定めています。これらは全従業員が所持している「コンプライアンスマニュアル」で詳細に解説されており、日常の行動の中での徹底を図っています。



コンプライアンスマニュアル

## コンプライアンス体制と運営

### コンプライアンス規程

当社はコンプライアンスに関する体制・組織および運営方法を定めた基本規程として、2001年に「コンプライアンス規程」を取締役会の承認を経て制定しました。

### コンプライアンス体制・組織と運営

コンプライアンスを推進する全社的な委員会組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議・決定、情報交換などを行っています。また、各部門は、それぞれコンプライアンス推進のための実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度策定し、継続的・計画的な自主活動を進めています。

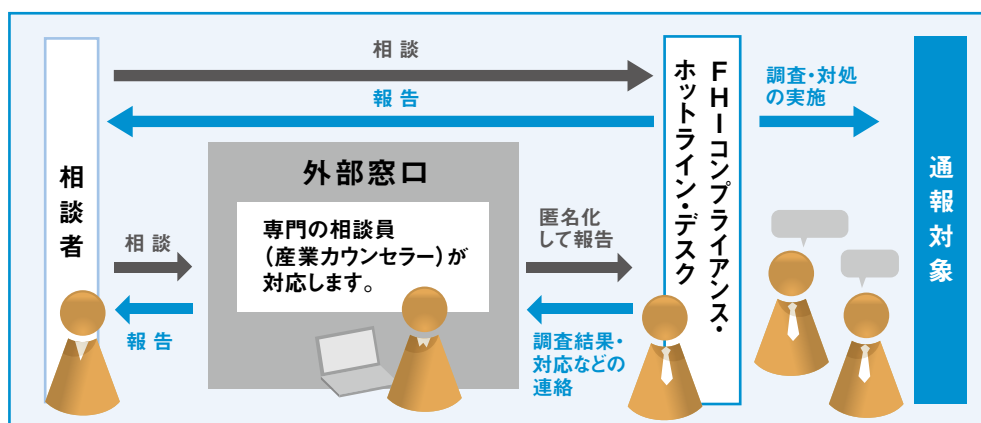
### コンプライアンス・ホットライン制度

当社およびグループ企業などで働く従業員などはグループ内のコンプライアンスに関する問題を発見した場合、上司を通じて解決する方法のほかに、「コンプライアンス・ホットライン」を利用して「ホットライン・デスク」に相談することができます。

「ホットライン・デスク」は、当社内に設置されており、規則に基づいて任命された従業員が、郵送・電話・Eメールによる通報を直接受け付け、事実調査や対応にあたります。通報者の所属・氏名は、通報者の同意がない限り厳格に秘匿され、通報したことにより不利益を受けることがないよう十分配慮されます。

2008年4月から、この制度に外部事業者による通報受付窓口を追加し、受付時間の拡大と通報者の氏名・所属の秘匿性強化を図るなど、さらに使いやすい制度とするよう努めています。

### コンプライアンス・ホットライン（相談・解決の流れ）



コンプライアンス・ホットラインカード

## 個人情報の保護

### 個人情報保護への取り組み

当社では、個人情報保護法施行に合わせて、社内体制や規程類を整備し、プライバシーポリシーを公表するなどの取り組みを行ってきました。特に、国内販売特約店では、お客さまの個人情報を直接かつ大量に取り扱うことから、販売特約店ごとに社内体制の整備を徹底するとともに、全販売特約店共通の「SUBARU特約店スタッフのための個人情報保護ハンドブック」を作成・活用し、従業員一人ひとりが個人情報保護に関して正しく理解できるよう努めています。



SUBARU 特約店スタッフのための個人情報保護ハンドブック

### 私たちの取り組み

### コンプライアンス活動

### 2011 年度コンプライアンス活動実績概要

コンプライアンスの徹底には、当社だけでなく、グループの企業全体が歩調を合わせて取り組む必要があります。2011 年度にはグループ企業の従業員を含めて約 2,200 人が法務部や人事・教育部門の主催するコンプライアンス研修・実務法務研修に参加しました。

さらに各部門・グループ企業においては、実務計画（コンプライアンス・プログラム）に独自の教育計画を織り込んでおり、上記研修とは別に業務上重要な法令の勉強会やコンプライアンス啓発研修を実施することで補完、それら研修の講師には法務部員を派遣し内容の充実を図っています。

また当社では、コンプライアンスの日々実践を推進するため、当社のみならず、関係会社や国内スバル販売特約店向けに特化したものも含め、さまざまな支援ツールの作成・提供をしています。そして緊急度の高い情報では、「コンプライアンス情報」をタイムリーに配信することで、グループ全体の注意喚起に取り組んでいます。



コンプライアンス研修



関連会社向けコンプライアンスハンドブック コンプライアンス事例集 100 選

### クリーンロボット部における不正行為について

2011 年 8 月 10 日に東京国税局による税務調査の過程で当社のエコテクノロジーカンパニー クリーンロボット部の不適切な経理処理が指摘を受けました。

これを受けて、弁護士、会計士を加えた社内調査委員会を発足させ、外取引先を含めた資金の流れの解明や関係者への聴取を進めた結果、元クリーンロボット部長の指示によってクリーンロボット部業績の粉飾などの不正経理が行われていたと同時に、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、科学技術振興機構 (JST) からの委託事業・補助

金事業に関する不適切な請求が行われていたことが判明しました。

この件については、経済産業省をはじめとする関係省庁に報告し、不適切に請求した委託事業、補助金事業からの助成金は、第三者調査委員会および関係省庁などの確認・判定に基づき返還します。

株主および取引先の皆さま、関係する皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の件を受け、内部監査部門の体制を見直すとともに、コンプライアンスの更なる強化をはかるなど再発防止に努めてまいります。